

3－3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	1,675,406	251,311	2,346	5,138,950	6,816,702	251,311
社	債	1,368,620	205,293	2,875	4,247,135	5,618,630	205,293
預 貯 金	銀 行 預 金	29,249,913	4,387,487	568,253	2,303,044	32,121,210	4,387,487
	銀行以外の金融機関の預金	24,481,846	3,672,277	924,388	8,389,253	33,795,487	3,672,277
	勤 務 先 預 金	1,599,880	239,982	3,933	－	1,603,813	239,982
合 同 運 用 信 託 の 収 益 の 分 配		25,060	3,759	3,713	289	29,062	3,759
公 社 債 投 資 信 託 の 収 益 の 分 配 等		133,113	19,967	－	20,215	153,328	19,967
小 計		58,533,838	8,780,076	1,505,508	20,098,886	80,138,232	8,780,076
定 期 積 金 の 給 付 補 て ん 金 等		1,476,960	221,544	－	6,261	1,483,221	221,544
匿 名 組 合 契 約 等 に 基 づ く 利 益 の 分 配 、 生 命 保 険 等 の 差 益		48,681	6,291	4	－	48,685	6,291
割 引 債 の 償 還 差 益		－	－	－	－	－	－
計		60,059,479	9,007,911	1,505,512	20,105,147	81,670,138	9,007,911

調査対象等：平成23年2月から平成24年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息 特定投資法人の投資口の配当等	千円 92,586,811	千円 17,687,146	千円 9,774,941	千円 15,940,537	千円 1,202,846	千円 118,302,289	千円 18,889,992
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定目的信託の収益の分配	-	-	1,593,172	1,279,861	90,402	2,873,033	90,402
源泉徴収選択口座内配当等	-	-	-	25,772,495	1,803,032	25,772,495	1,803,032
計	92,586,811	17,687,146	11,368,113	42,992,893	3,096,280	146,947,817	20,783,425

調査対象等：平成23年2月から平成24年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整
所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	28,612,667	1,981,776

調査対象等： 平成23年2月から平成24年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された
「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税
徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	1,053,218,309	32,910,178	4,299,476,680	143,198,395	5,352,694,989	176,108,573
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	2,341,388	22,237	36,108,898	512,642	38,450,286	534,879
	計	1,055,559,697	32,932,415	4,335,585,578	143,711,037	5,391,145,275	176,643,452
退 職 所 得		102,011,938	1,320,766	83,372,885	3,149,769	185,384,823	4,470,535
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	11,123	-	11,123

調査対象等：給与等の支払者から平成24年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成23年2月から平成24年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	千円 5,285,189	千円 722,961
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	37,162,853	3,965,722
	診療報酬	20,015,072	1,711,245
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	25,359,800	1,743,791
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	701,838	70,760
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	5,050,509	245,778
	契約金・賞金	542,717	38,073
	小 計	94,117,978	8,498,330
法 第 203 条 の 2 該 当 （ 公 的 年 金 等 ）		5,436,842	92,885
法 第 207 条 該 当 （ 生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金 ）		77,598,334	501,695
法 第 174 条 該 当 （ 馬 主 に 支 払 わ れ る 競 馬 の 賞 金 等 ）		-	-
計		177,153,154	9,092,910
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の		-	2,322

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成24年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成23年2月から平成24年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	389,495	56,490
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び特 定受益証券発行信託の収益の分配	2,622,256	167,733
匿 名 組 合 契 約 に 基 づ く 利 益 の 分 配	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	631,918	59,533
退 職 手 当 等	43,133	7,083
人 的 役 務 の 報 酬	7,417	841
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	232,559	33,679
著作権の使用料又はその譲渡による対価	193,618	19,059
貸 付 金 の 利 子	538,710	107,742
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船舶の貸付による所得	47,847	9,465
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	89,900	8,990
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	214,036	42,327
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-
賞 金	-	-
合 計	5,010,889	512,943

調査対象等：平成23年2月から平成24年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。